

[事案 28-16] 転換契約無効請求

・平成 28 年 9 月 1 日 裁定終了

<事案の概要>

転換契約時、募集人から、転換の手続きであることの説明がなく、保障内容についての説明も不十分であったことを理由に、4 回の転換契約全ての無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 59 年に契約した終身保険を、平成 10 年、20 年、23 年、25 年に転換したが、いずれの転換時も、募集人から、「契約が良くなる」との説明以外十分な説明がなされず、内容を理解せずに転換したことから、転換契約を全て無効として当初の契約を復旧してほしい。

<保険会社の主張>

募集人は、各転換の都度適切な説明を行っており、虚偽の説明をしたり、契約内容について重要な事実を告げなかったことはなく、違法な募集行為を行った事実がないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人、申立人家族および募集人に対して、募集人の説明内容に不十分な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人は、各転換時に保障内容の変更点や保険料も含め必要十分な説明を行っていることと認められること、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。